## 募集期間:令和5年10月10日(火)から11月10日(金)まで 尾張旭市ファミリーシップ制度(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

- 意見の提出状況

   1通(7件)

   意見及び市の考え方
  提出された意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	項目	御意見等	市の考え方
1	制度の名称	「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」としている明石市の事例もわかりやすいなと思いました。 た。 参照>明石市ページ内「制度の名称」欄	本制度では、パートナーシップの2人(その近親者を含む場合もある)が家族であると約した関係をファミリーシップとしていることから、「ファミリーシップ制度」としています。
2	制度の趣旨	明石市の要綱を拝見すると、「性的指向や性自認、どのような性表現をするのかに関わらず、すべての市民」が制度の対象者であるとしてある点が、根本的な人権理解に合致しています。  一方で、尾張旭市の案には、 「性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用できない方々の」生きづらさや 困難の解消を図るとともに、とあり、多くの方々の「性自認」は多様であっても、どの表現であっても対等であるにもかかわらず、その多数派である方々と少数派である方々を区別し、少数派の方々のための制度であるかのように読めてしまうため、ぜひ、明石市の「すべての方の人権としての捉え方」に基づいた表現に同様の検討いただきたく思います。  〈明石市の要綱を引用〉 第1条 この要綱は、すべての市民が、SOGIEにかかわらず、自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。(定義)第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる(1) SOGIE 性的指向(恋愛感情又は性的欲求の対象となる性についての指向をいう。)、性自認(自己の性についての認識をいう。)及び性表現(服装や髪形等自己の性についての表現をいう。)の総称をいう。 (2) パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係をいう。	御意見を踏まえ、要綱第1条の表現を改めます。
3	対象の範囲	明石市では、「民法を補完する」という狭義にとどまらず、以下のことを、同制度の目的としており、 >誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らすことのできるまちの実現 そのため、子どもに加えて親も届けられる 様式第5号 子又は親等の近親者に関する届出書 があります。 ぜひ、尾張旭でも、制度の目的を包摂する仕組みの一つとして、親等の近親者についても届けられる制度を願います。	本制度におけるファミリーシップの範囲は、ご意見を参考に、パートナーシップの関係にある2人の近親者について、子を始めとする三親等内の者を近親者とし、パートナーシップの関係にある2人とその近親者を含めたものとします。
4	条項の	明石市の要綱を踏まえ、次の条文の追加を期待したいです。 ・ (協定による手続) 第12条 として、都市間連携について定めている また、医療機関との連携協定や、自治体との連携協定などの取り組みにつながっている点もこのパブコメに留まらず、ぜひ、期待したいです。	連携するにあたり市町村の協定を改定する必要がある等の都合により、本制度導入と同時に当該連携に加入することはできませんが、今後、当該連携への加入に向け、準備を進めていく予定です。 また、本制度導入時は、医療機関等にも周知し、本制度の趣旨の御理解をお願いしてまいります。
5		明石市の要綱を踏まえ、次の条文の追加を期待したいです。 ・ (個人情報の取扱い) 第13条 として、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) に基づき適切に取り扱うことについて定めている	個人情報の取扱いについては、地方公共団体の責務として、個人情報保護法その他法令に基づき、適切に取り扱うことから、要綱への条文の追加は考えておりません。
6		明石市の要綱を踏まえ、次の条文の追加を期待したいです。 ・ (市の施策推進) 第14条 として、全ての市民にとっての施策として市が取り組むことを定めている	市の施策推進としては、今後一人ひとりの人権を 尊重し、誰もが自分らしく輝ける社会の形成を目指 して、「多様性社会の推進」を第6次総合計画で定 めることを予定していることから、要綱への条文の 追加は考えておりません。
7		明石市の要綱を踏まえ、次の条文の追加を期待したいです。 ・(市民及び事業者への周知)第15条 として、アウティングの理解への啓発についても記されている	御意見を参考に、要綱第7条受領証等の交付様式 第3号に追加記入し、取組を進めてまいります。